

< 報道発表資料 >

令和 7 年 1 0 月 1 5 日  
京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室

## 京都市はぐくみ推進審議会 児童福祉分科会 令和 7 年度第 2 回「認可・確認部会」の開催（非公開）

京都市では、京都市はぐくみ推進審議会 児童福祉分科会の令和 7 年度第 2 回「認可・確認部会」を開催します。

### 【開催概要】

#### ●日程

令和 7 年 1 0 月 2 2 日（水） 午後 3 時～

#### ●意見聴取する内容

- ① 小規模保育事業所の廃止
- ② 小規模保育事業所の認可・確認申請案件

#### ●委員

（敬称略・5 0 音順）

| 氏名      | 団体・役職名等  |
|---------|----------|
| 和泉 景子   | 市民公募委員   |
| ○ 川北 典子 | 大谷大学 前教授 |
| 中野 浩子   | 市民公募委員   |

○：部会長

#### ●傍聴

本委員会は、京都市市民参加推進条例第 7 条第 1 項ただし書き及び京都市情報公開条例第 7 条第 1 号に規定する非公開情報(※)を扱うため、非公開とします。

なお、開催後、資料等をホームページで公開します（以下のページに追加されます）。

[https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai\\_kekka/0-Curr-65-640.html](https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/0-Curr-65-640.html)

(※)非公開理由…議論となる施設等の調書に個人の情報が含まれるため。

<参 考>

■ 京都市市民参加推進条例（抄）

（附属機関等の会議の公開）

第7条 附属機関の会議及びこれに類する合議体(以下「審議会等」という。)の市民、学識経験のある者等で構成する会議は、公開しなければならない。ただし、会議を公開することにより非公開情報(京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。)が公になる場合その他別に定める場合は、この限りでない。

■ 京都市情報公開条例第7条第1号に規定する非公開情報（一部）

個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの。

■ 京都市はぐくみ推進審議会 児童福祉分科会 認可・確認部会について

幼保連携型認定こども園、保育園（所）、小規模保育事業、乳児等通園支援事業等を認可する場合や、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認（利用定員の設定）等をしようとする場合に意見聴取を行う機関です。

<お問合せ先>

京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室

電話：075-222-3970